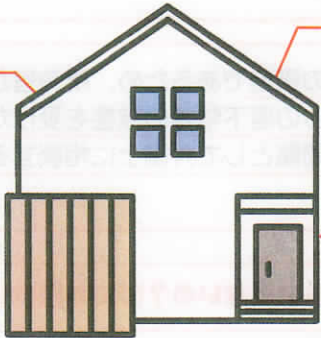


沼津市からのお知らせです

所有者は空き家を適切に 管理する責任があります。

自分や家族の所有する家はだいじょうぶ？管理不全な空き家にならないようにできること



しっかり管理

- 定期的な点検と手入れ
- 換気やポストの整理
- 民間の管理代行サービスの活用

売却・賃貸・解体の検討

- 不動産会社への相談
- 空き家バンクの活用
- 解体し更地にする

将来に備える

- 登記の確認
- 家財の片付け
- 家族で相続や管理方法の話し合い



空き家に関するご相談、お問い合わせは

沼津市役所 まちづくり指導課 空き家対策係
☎055-934-4885 電話相談 (月～金 8:30～17:15)

< 各団体が相談に応じます >

相談・依頼内容	団体名等	連絡先
利活用したい	(公社) 静岡県宅地建物取引業協会東部支部	055-925-2211
	(公社) 全日本不動産協会静岡県本部	054-285-1209
	沼津市空き家バンク(沼津市役所まちづくり指導課)	055-934-4885
修理したい	(一社) 静岡県安心・安全リフォーム協議会	0120-018-882
解体したい	(一社) 静岡県解体工事業協会	054-260-7711
	(一社) 静岡県安心・安全リフォーム協議会	0120-018-882
草木を切りたい	(公社) 沼津市シルバー人材センター	055-964-1153
	沼津市造園建設業協会((代表) 南植ト一造園土木)	055-963-6720
	愛鷹山森林組合	055-921-0856
ハチの巣を駆除したい	沼津市役所クリーンセンター管理課(業者を紹介)	055-933-0711
相続登記の相談をしたい	静岡県司法書士会	054-289-3704
無料相談をしたい(法律・不動産)	沼津市役所 市民相談センター	055-934-4700

沼津市では、様々な空き家対策を実施しています。

流通促進

空き家活用定住支援補助金

空き家バンク

解体支援

空家等除却
事業費補助金

法的措置

助言

勧告

指導

命令

啓発

出前講座

ワンストップ相談会

空き家のよくある相談

お隣の空き家、昨日の強風で瓦が落ちてきたわ。ブロック塀もヒビが入って心配だわ。



空き家の管理は所有者の責務であるため、所有者が手入れをすることになります。空家からの落下物等の被害を受けたとき、被害を予防したいときは、民事の問題として弁護士に相談するなどの対応が考えられます。



じゃあ、私たちが越境した草木を刈ってもいけないの？市にお願いしたらどうかな？



市に「草木が越境しているので伐採してほしい」「老朽建屋を撤去してほしい」「所有者の情報を教えてほしい」などの要望を寄せられることがありますが、市で草木の伐採や建屋の撤去等を行うことはできません。また、本人の同意なく所有者に関する情報を伝えることもできません。



それならどうしたらいいのですか？



近隣の方々や自治会でも解決できないお困りの空き家は、市の空き家相談窓口にお知らせいただき、ご相談ください。市では、所有者を調査し、適切な管理を依頼する文書を送付することで自主的な対応を促していきます。



STEP1 相談受付

対象の空き家の場所や困っていることを伺います。

STEP2 現地確認

市職員が空き家の現況を確認します。場合により相談者に立ち会いをお願いすることがあります。

STEP3 所有者調査・文書送付

建物登記等から所有者調査を実施、所有者等が確知できたときは、空き家の適正管理の依頼文書を送付します。

※登記されていない・所有者が亡くなっている等場合によっては所有者調査に時間を要することがあります。

※空き家であっても所有者の財産ですので、相談者の心配ごとが必ず解決するとは限りません。市では周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう所有者に指導を行っています。

空き家に関するご相談、お問い合わせは

沼津市役所 まちづくり指導課 空き家対策係
☎055-934-4885 電話相談（月～金 8:30～17:15）

